

10月1日から

市民課にパスポート窓口を開設します

問い合わせ 市民課市民係 ☎内線3125

現在、日本国旅券(パスポート)の申請・交付は、県や利根沼田などのパスポートセンターで行っていますが、10月1日からは本市に住民登録をしている人の申請・交付は、市民課のパスポート窓口になります。

申請手続き



取得する人や前回取得したパスポートの有効期限が切れた人

○戸籍抄本または謄本
※切替新規申請では不要です
○6カ月以内に撮影した顔写真(縦45mm×横35mm)

対象

○本市に住民登録をしている人
○本市以外の市町村に住民登録をしていて、本市に通勤・通学している人(通勤・通学をしている証明が必要です)

申請日時

月曜日から金曜日までの午前9時～午後4時30分
※土・日曜日、祝日、年末年始を除く

申請場所

市民課パスポート窓口
※白沢町・利根町振興局では申請できません

申請できる旅券の種類

①新規申請 初めてパスポート

○現在持っているパスポート
※有効期限切れのものも含みます

※代理人が申請する場合は、申請者と代理人両方の本人確認書類が必要です

パスポートの交付

パスポートは、必ず本人が窓口を受け取りに来てください。
交付日時 月曜日から金曜日までの午前8時30分～午後5時15分(月曜日は、午後6時15分まで)
※土・日曜日、祝日、年末年始を除く

交付場所

市民課パスポート窓口

用意するもの

○旅券引換書
※申請時にお渡しします

手数料下表

※収入印紙・群馬県証紙は市役所売店でも購入できます

注意事項

○9月28日(金)までに県内のパスポートセンターで申請した人は、申請したパスポートを

旅券の種類	収入印紙	群馬県証紙	計
10年旅券	14,000円	2,000円	16,000円
5年旅券(12歳以上)	9,000円	2,000円	11,000円
5年旅券(12歳未満)	4,000円	2,000円	6,000円

10月1日から

国民健康保険の保険証が新しくなります

10月1日から国保の保険証が更新されます。現在使用中の保険証は9月30日まで有効です。新しい保険証は、9月下旬までに世帯主へ郵送します。郵送を希望しない場合は、市民課国保係窓口で交付しますのでご連絡ください。

国保税を納めていない人には、納税相談を行った上で保険証をお渡しする場合があります。

特別の事情もなく長期にわたり滞納している場合は、短期被保険者証、または資格証明書を交付します。短期被保険者証は一般の保険証と同じ効力ですが、通常1年間の有効期限が6カ月間になります。

資格証明書は、国保の被保険者であることの証明書で、医療費の自己負担割合は10割となります。10割負担をした医療費は、申請によりその7割を返還しますが、滞納の解消などによって通常の保険証が交付されるのが条件となります。

臓器提供意思表示と保護シールについて

保険証の裏面に臓器提供の意思を記載できるようになっています。記入した情報を保護するためのシールを窓口で配布していますので、希望する人は、ご連絡ください。

年金から特別徴収された場合と口座振替で納付した場合の社会保険料控除の取り扱い

後期高齢者医療保険料および国保税の所得税と個人住民税における社会保険料控除は、納付方法によって適用される人が変わります。年金からの特別徴収は、その年金の受給者に社会保険料控除が適用されます。口座振替により保険料(税)を納付した場合、実際に納付した人の社会保険料控除として適用されます。

問い合わせ 市民課国保係 ☎内線3134、白沢町総務課市民生活係 ☎内線31、利根町総務課市民生活係 ☎内線40へ

記載内容は必ず確認しましょう

注意事項 保険医療機関等において診療を受けようとするときには、必ずこの証をその窓口で提示してください。

備考

※以下の欄に記入することにより、臓器提供に関する意思表示をすることができます。記入する場合は、1.から3.までのいずれかの番号を○で囲んでください。

1. 私は、脳死後及び心臓が停止した死後のいづれでも、移植のために臓器を提供します。
2. 私は、心臓が停止した死後に限り、移植のために臓器を提供します。
3. 私は、臓器を提供しません。
(1又は2を選んだ方で、提供したくない臓器があれば、×をつけてください。)

【 臓器提供希望臓器 】
【 臓器提供希望臓器 】

【 特記欄 】
署名年月日： 年 月 日
本人署名(自筆)： 家族署名(自筆)：

国民健康保険被保険者証

有効期限 平成 25年 9月 30日

記号番号 □□□□□□□□

氏名 ●●● ●●●

生年月日 昭和 △△年 △△月 △△日 性別 ♂

資格取得年月日 平成 △△年 △△月 △△日

世帯主 ●●● ●●●

住所 群馬県沼田市◇◇町◇◇◇番地

交付年月日 平成 24年 10月 1日

保険者番号 1000065

沼田市印

保険者名 沼田市
群馬県沼田市西倉内町780番地
電話 (0278)23-2111

年金の窓口からお知らせ



後納制度(国民年金保険料の納付期限の延長が始まります)

国民年金制度は、20歳から60歳に到達するまでの40年間に国民年金保険料を納めることで満額の老齢基礎年金を受給することができます。

保険料を納めなかった期間がある場合や資格取得などの届け出の未提出により国民年金の資格期間がない場合は、将来の年金受給額が少なくなったり、年金が受給できなくなってしまう(保険料納付や免除などの合計が25年未満の場合)。

10月1日から国民年金保険料の納めることができる期間が過去2年から10年に延長になる後納制度が始まります。

納付できる期間は、10月1日から平成27年9月30日までです。すでに老齢基礎年金の受給権を持っている人は、納めることができます。

後納保険料を納付するために

は、事前に申し込みと審査が必要です。審査の結果、後納制度による納付を利用できない場合があります。

公的年金は世代と世代の支え合いです

公的年金は、年を取ったとき、病気やけがで障害が残るなど、万が一のときのためにみんなが保険料を出し合い経済的に支え合う制度です。

また、働く世代が納める保険料が高齢者の生活を支える世代と世代の支え合いの仕組みで成り立っています。

公的年金は、少子高齢化の進行や予測できない経済の変動にも対応することができ、将来にわたって同じ価値の年金を受け取ることができます。

自分や家族の将来のために、公的年金がどんなに大切なものか、もう一度考えてみませんか。

もし、あなたが公的年金制度に加入していなかったり、保険料を納めていなかったら、きちんと加入して忘れずに保険料を納めましょう。

問い合わせ 国民年金保険料専用ダイヤル ☎0570(0)11050、渋川年金事務所 ☎0279(0)1607へ